

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第36号

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の237.5」に改める。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和33年茅ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の177.5」を「100分の180」に改め、同項第2号中「100分の182.5」を「100分の185」に改める。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第17条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。